

1-1. 東京医科大学病院感染対策指針

(目的)

第1条 この指針は、東京医科大学病院(以下「病院」という)における、感染防止及び感染制御についての基本的な考え方を定め、もって患者、職員を含む院内におけるすべての人々に安全で良質な医療環境を提供することを目的とする。

(基本的な考え方)

第2条 院内におけるすべての人々に安全で良質な医療環境を提供することを基本とする。組織として感染対策に取り組む。感染症発生の際は、感染拡大防止のために速やかに原因を特定し、その制圧と終息を図ることが重要である。そして再発防止に向けて新たな対策を検討し実施する。全職員は、感染対策マニュアルを遵守し感染防止対策を把握し、病院の理念に沿った医療の提供に努めなければならない。

(組織及び体制)

第3条 病院長は、次に掲げる者を任命し、又は部門を設置する。

- (1) 感染対策に係る最高機関としての感染症対策委員会(infection control committee: ICC)
- (2) 感染対策の具体的活動の中核的な役割を担うための部門としての感染制御部
- (3) 前号の感染制御部を代表する者としての感染制御部部長

2 病院長は、前項各号に掲げる部門の運営に係る事項を定める。

(職員研修)

第4条 病院長は、感染防止対策について、全職員に対する研修を行う。

- 2 病院長は、前項に定める研修の運営に係る事項を定める。
- 3 病院長は、前1及び2項を感染制御部に指示し行わせることができる。

(感染症発生状況の報告)

第5条 病院長は、耐性菌及び市中感染症等の院内発生に伴う感染拡大を防止するために、感染症に関する事項について全職員に速やかに周知する。

- 2 病院長は、院内における感染症の発生状況を、感染症対策委員会及び診療合同会議において報告する。また必要に応じて緊急会議を招集し報告することができる。
- 3 病院長は、前2項の周知及び報告を、感染制御部部長に行わせることができる。

(アウトブレイク等発生時の対応)

第6条 病院内のある部署において、ある一定の期間に予想以上の頻度で感染症が発生する等の事態又は脅威となる耐性菌の出現等が生じた場合(以下「アウトブレイク等」とする)、その部署の職員は、直ちに感染制御部に連絡する(1-7.院内感染発生時、発見時の連絡経路を参照)。

- 2 感染制御部は部長を中心に、アウトブレイク等の状況を把握し、病院長及び関係者に報告する。必要に応じて病院長指示のもとに行政機関に報告し連携する、重大な問題の場合は適宜臨時の感染症対策委員会の開催を行う。
- 3 感染制御部並びに感染コントロールチーム(infection control team: ICT)は、感染症対策委員会、安全管理室、アウトブレイク等発生部署の職員、及び抗菌薬適正使用支援チーム(Antimicrobial Stewardship Team: AST)やその他感染症対策に関する部門と協力し、速やかに原因を考察し、終息に

向けた対策をエビデンスと合理的な理論に基づき立案し実施する。この対策は感染症対策委員会及びその他関係部署に報告され、今後の対応並びに第4項に資するものとするために評価及び見直しを行う。

- 4 感染制御部並びに ICT は、立案されたアウトブレイク等への対策を全職員に周知徹底する。またこれらを職員教育に反映する。
- 5 全職員は、第3項の対策を実施し、並びに第4項の内容を把握しなければならない。
- 6 全職員はアウトブレイク等発生の調査、対策の立案及び実施に際しては、個人情報保護に十分に注意する。

(患者への情報提供と説明)

第7条 病院長は、患者及びその家族が本指針を閲覧できるように努める。

- 2 全職員は、患者及びその家族に対して、感染防止の意義及び基本手技(手洗い、マスク使用等)について説明し、感染防止に関する協力を求める。

(院内感染対策を推進するための基本的な方針)

第8条 全職員は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断を年1回以上受診するとともに、自らの健康管理(発熱や咽頭痛などの体調)は日常から注意しておく必要がある。

- 2 全職員は、自らが感染源とならないため、血清抗体価の検査及びワクチン接種等に関して病院の方針に従い感染防止に努める。
- 3 全職員は、感染対策徹底のための感染症対策マニュアルを遵守する。

(改廃と承認)

第9条 本指針の改廃は、感染対策委員会の議決を経て、病院長が行う。

- 2 本指針は、少なくとも年1度の感染対策委員会の議決を経て、病院長が承認する。

附則 (平成19年9月18日)

本指針は、平成19年9月1日より施行する。

附則 (平成23年12月26日)

本指針は、平成23年3月1日より施行する。

附則 (平成29年4月24日)

本指針は、平成29年4月24日より施行する。

附則 (令和2年8月24日)

本指針は、令和2年8月24日より施行する。

附則 (令和3年8月23日)

本指針は、令和3年8月23日より施行する。

附則 (令和4年4月25日)

本指針は、令和4年4月25日より施行する。

附則 (令和5年4月24日)

本指針は、令和5年4月24日より施行する。

附則 (令和6年4月22日)

本指針は、令和6年4月22日より施行する。